



東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

年 月 日

北九州市長 様

申告者	住所・所在	〒 -			
	氏名・名称			印	電話番号

地方税法附則第 5 6 条第 1 0 項、第 1 1 項、第 1 3 項及び第 1 4 項の規定（東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。なお、添付した戸籍謄本等に不足がある場合は、担当課に交付請求されることに同意します。

代替資産の所有者	住所・所在	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ					
	氏名・名称	() ※ 被災資産の所有者との関係を () 内に記入してください。					
代替資産の状況	資産区分	所在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造	使用目的・用途	共有持分
				m ²			
				m ²			
				m ²			
				m ²			
取得年月日等		土地	年 月 日	家屋	年 月 日	予定	<input type="checkbox"/> 住宅用地として使用・ <input type="checkbox"/> 被災家屋等の所有者と同居
被災資産の所有者	住所・所在	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ					
	氏名・名称						
被災資産の状況	資産区分	所在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造	共有持分	警戒区域所有有無
				m ²			有・無
				m ²			有・無
				m ²			有・無
				m ²			有・無

- 「申告者」欄には、特例の適用を受ける方又は特例の適用を受ける方から委任された方の住所等を住民票などに基づいて記入してください（委任者の場合は委任状が必要です）。
- 「代替資産の所有者」欄及び「代替資産の状況」欄には、東日本大震災により滅失・損壊した家屋やその敷地又は警戒区域設定指示区域内に所在した家屋やその敷地に代わるものとして取得した家屋又は土地（代替資産）の所在等や所有者の住所等を固定資産課税台帳登録事項証明書や住民票などに基づいて記入してください。被災資産の所有者と異なる場合は、() 内に被災資産の所有者との関係を記入してください。共有物の場合は、共有持分を記入してください。
- 「取得年月日等」欄には、代替資産を取得した年月日を記入してください。
- 「予定」欄には、代替土地を、住宅用地として使用する予定である場合は「住宅用地として使用」にレを、個人の被災住宅用地等の所有者の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定である場合は「被災家屋等の所有者と同居」にレを記入してください。
- 「被災資産の所有者」欄及び「被災資産の状況」欄には、東日本大震災により滅失・損壊した家屋やその敷地又は警戒区域設定指示区域内に所在した家屋やその敷地（被災資産）の所在等や所有者の住所等を固定資産課税台帳登録事項証明書や住民票などに基づいて記入してください。
- 「警戒区域所有有無」欄は、警戒区域設定指示が行われた日に被災資産を所有していた場合は「有」に、所有していない場合は「無」に○を付けてください。
- 特例の適用要件及び必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災（原子力災害を含む。）により滅失し、若しくは損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）若しくはその敷地又は警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）若しくはその敷地が住宅用地（被災家屋の住宅用地を「被災住宅用地」という。対象区域内家屋の住宅用地を「対象区域内住宅用地」という。）である所有者が、被災家屋若しくは対象区域内家屋に代わる家屋（以下「代替家屋」という。）又は被災住宅用地若しくは対象区域内住宅用地に代わる土地（以下「代替土地」という。）の取得に係る固定資産税又は都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災住宅用地若しくは対象区域内住宅用地（以下「被災住宅用地等」という。）又は被災家屋若しくは対象区域内家屋（以下「被災家屋等」という。）の所有者（被災住宅用地等又は被災家屋等が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災住宅用地等又は被災家屋等の所有者に相続が生じたときの相続人
- (3) 土地：個人の被災住宅用地等の所有者の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者
家屋：個人の被災家屋等の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4) 被災住宅用地等又は被災家屋等の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人または合併により設立された法人等

2 被災住宅用地等要件

被災家屋等の敷地に平成 23 年度において住宅用地の特例（地方税法第 349 条の 3 の 2）の適用を受けていたことが必要です。

3 震災特例対象家屋要件

原則として被災家屋等の所有者が、被災家屋等の代わりとして取得した家屋（原則として被災家屋等と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限り。）

4 震災特例対象土地要件

原則として被災住宅用地等の所有者が、当該被災住宅用地等の代わりとして市長が認める土地を取得した場合の当該取得された土地

5 取得期間

- (1) 被災家屋又は被災住宅用地：平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された家屋又は土地
- (2) 対象区域内家屋又は対象区域内住宅用地：警戒区域設定指示が行われた日から警戒区域設定指示が解除された日から起算して 3 月（代替家屋が新築の場合は、警戒区域設定指示が解除された日後 1 年）を経過する日までの間に取得された家屋又は土地

6 特例の内容

- (1) 土地 代替土地のうち被災住宅用地等に相当する部分を取得後 3 年度分について、当該土地を住宅用地とみなします。ただし、当該 3 年度の賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供された土地は除きます。
- (2) 家屋 代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋等の床面積相当分について、取得した日の年の翌年度から 4 年度分 2 分の 1、その後の 2 年度分 3 分の 1 を減額します。

◎ 添付書類

	確認事項	添付書類
1	被災住宅用地等及び代替土地並びに被災家屋等及び代替家屋の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書 ・住民票（写）又は商業登記簿謄本（写）
2	被災住宅用地等及び代替土地又は被災家屋等及び代替家屋の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書 ・不動産登記簿謄本（売買契約書（写）等でも可）
3	被災住宅用地に存する法第 349 条 3 の 2 第 1 項に規定する家屋が震災により被害を受けたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・り（被）災証明書（写）
4	被災家屋が、震災により滅失し、又は損壊したこと 被災家屋が震災により被害を受けたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・り（被）災証明書（写） ・解体契約書（写）
5	対象区域内家屋及び対象区域内住宅用地を警戒区域設定指示が行われた日に所有していたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書 ・不動産登記簿謄本（売買契約書（写）等でも可）
6	被災家屋等が、平成 23 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録されており、現存したこと	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書
7	被災住宅用地等及び代替土地の面積（被災住宅用地等が共有物であるときは共有持分）	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記簿謄本（写）」又は「平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書」 ・共有物の場合は「共有者氏名表（写）」
8	震災特例の適用を受けようとする代替家屋の詳細を明らかにする書類	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記簿謄本又は建築確認申請若しくは建築図面等
9	相続人等が震災特例の適用を受けようとする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本又は「商業登記簿謄本（写）」
10	三親等内の親族が震災特例の適用を受ける場合は、被災家屋の所有者との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本
11	被災住宅用地又は被災家屋の所有者に合併により消滅したときに、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は被災住宅用地又は被災家屋に係る事業を承継した分割承継法人であること	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本（写）

注 1) 上記の添付書類のうち代替土地及び代替家屋に関するものは、所得した日以後にご用意ください。

注 2) 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合や被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

※ 申告書の記載方法や添付書類についてご不明な点がございましたら、東部市税事務所固定資産税課又は西部市税事務所固定資産税課にお問い合わせください。